

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
 <保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の一部を改正する内閣府令等>

No.	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	保険給付の該当事故において、金融庁ガイドラインを遵守しない又はサボタージュする保険会社の対応として、被害者に対する保険請求項目の通知、又は加害者へ連絡しないことにより、保険会社の支払窓口で保険給付を抑えこもうと対応するあまり、被害者との紛争で訴訟になる。顧問契約の弁護士は賠償金額に関係なく法定回数や実費等に関係なく弁護士費用を決め契約しているが、優越的地位の濫用となる。近い将来、訴訟費用、弁護士費用は飛躍的に増大することからその費用を算入していない。米国の例でも明らかである。	貴重なご意見として承らせていただきます。
2	その他	最近、ソルベンシー・マージンに関する有益なコメントが多く寄せられるようになってきたかと思えます。これらのコメントを参考にしつつ、さらなる制度の改善に取り組まれることが重要かと思えます。	貴重なご意見として承らせていただきます。 金融庁といたしましても、今後ともいただきましたご意見を参考としつつ、制度の改善に努めてまいります。
3	その他	保険計理人は、ソルベンシー・マージン比率の確認業務を行っていますが、このような複雑なヘッジに関する取扱いについても、何かあれば責任を求められるものでしょうか？実務基準上は、単に転記チェックだけですので、転記ミスさえなければ、責任は問われないと考えても差し支えないものでしょうか？ヘッジのようなどころまで勉強しようと思っても、そこまで時間が無いのが実態ではないでしょうか。御容赦頂きたく考えている次第です。	保険計理人は、保険業法施行規則第80条第4号の規定により、公益社団法人日本アクチュアリー会において策定された「保険計理人の実務基準」に基づき、ソルベンシー・マージン比率の確認を行うこととされていますが、同号及び実務基準では、ソルベンシー・マージン比率が保険業法第130条並びに同規則第86条及び第87条の規定に照らして適正かどうかを確認業務としており、単なる転記チェックをもって当該確認業務を完遂したとは言えないものと考えます。

No.	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	その他	<p>企業が保険業法違反をしても、証拠があっても止めるのは一個人では難しいです。それを止めるべきなのが行政です。私達は、日々生活に追われながらも税金を納め、国民としての義務を果たしております。行政もそうです。義務を果たしてください。そうで無ければ、いくら法律を改正しても何の役になりません。国民の生活を守る為、大企業の暴走に対応するべく、管理監督者として義務を果たしてください。</p>	<p>今般の改正は、保険会社に対する日頃のモニタリングを通じて把握された問題点に関して、ソルベンシー・マージン規制の適正化を目的としたものですが、貴重なご意見として承らせていただきます。</p>